

第 1 条 (名称)

本会は、「CLUB izu Meets (いずみーつ)」と称します。

第 2 条 (目的)

本会は、泉佐野市立文化会館（以下「会館」）が行う事業をとおり、文化芸術をより身近に、より親しみやすく鑑賞いただける機会の提供と情報案内により、文化芸術の復興・発展に寄与することを目的とします。

第 3 条 (事務局)

本会に関する事務取扱および決定事項は本会事務局（以下「事務局」）が行います。事務局は泉佐野市立文化会館内に設置し、指定管理者である「一般財団法人泉佐野市文化振興財団」が運営します。

第 4 条 (会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、入会申込を行い、事務局が入会を承認した方とします。

なお、入会申込はご本人様に限ります。重複しての入会、名義変更、譲渡、貸与はできません。

第 5 条 (入会金・年会費)

会員の入会金および年会費は無料とします。

第 6 条 (会員サービス)

会員は、事務局が別途定める「会員」を対象にした、各種サービス（以下「会員サービス」）を所定の方法により利用することができます。

会員は事務局が定める以下の特典を、所定の方法により利用することができます。

- ① 事務局が指定する公演等の入場券の優待価格での購入
- ② 事務局が指定する公演等の優先予約
- ③ 公演情報等の送付
- ④ その他事務局が必要と判断したもの

また、サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

第 7 条 (会員証)

会員には会員証を発行します。会員証は会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡又は貸与することができないものとし、会員が会員証を紛失し、又は盗難に遭った場合には、直ちに事務局に届け出るものとし、会員が会員証を紛失し、盗難その他の事由により会員又は会館に損害が生じた場合、会員はその損害の責任を負うものとし、会員証は事務局が必要と認める場合にのみ、再発行できるものとし、会員は、退会の際には、会員証を事務局に返却又は、会員の責任において破棄するものとし、

第 8 条 (会員サービスの中断又は中止)

事務局は、以下のいずれかに該当する場合、会員サービスの運用の全部又は一部中断・中止することができるものとし、

- 1、会員サービスのシステムの停止又は緊急の保守・点検を行う場合
- 2、事務局が設置又は管理する設備の異常・故障・障害その他会員サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合
- 3、戦争・暴動・騒乱・労働争議・地震・台風・感染症流行・洪水・津波・噴火・火災・停電・輸送手段の混乱・その他弊社 の合理的支配を超える事由により、会員サービス提供ができなくなった場合

4、その他、事務局が会員サービスの運用上、必要と判断した場合

第 9 条（届出事項の変更）

- 1、会員は、届け出た、氏名・住まい・電話番号・メールアドレスなどに変更が生じた場合は、「登録内容変更」 の手続きを事務局に届け出るものとします。
- 2、会員は、前項の届出を行わず、案内物などの延着又は未着が発生した場合は、異議を述べる
ことができないものとします。

第 10 条（退会）

- 1、会員を退会しようとするときは、「登録取消・退会」手続きを事務局に届け出るものとします。
- 2、会員が次のいずれかに該当する場合は、会員の資格を取り消すことが出来るものとします。
 - ① 入会時に虚偽の申告があったとき
 - ② 本規約に違反したとき
 - ③ 暴力団その他反社会的勢力等に該当すると認められるとき
 - ④ その他、会員の運営上の支障があるとき

第 11 条（規約の改正）

- 1、事務局は、会員に対して事前の通知をすることなく、本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。
- 2、規約に定めのない事項について、本会の運営上、必要のある場合、事務局が定めるものとします。

第 12 条（個人情報の取り扱い）

会員が、会員登録に際し届け出た個人情報については、会員の運営目的にのみ使用し、適切に管理いたします。

なお、サービス・公演の品質向上の目的においては、個人を特定しない統計的情報の形で使用いたします。

附則

この規約は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日から施行します。